

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.2

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス&バッキアス外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
弁護士 堀部 忠男

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング16階

【報告義務発生日】 令和4年3月8日

【提出日】 令和4年3月14日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	B A S E株式会社
証券コード	4477
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	タイボーン・キャピタル・マネジメント（香港）リミテッド （Tybourn Capital Management (HK) Limited）
住所又は本店所在地	香港、コンノートロードセントラル1、エーアイエーセントラル30階 （30/F, AIA Central, 1 Connaught Road Central, Hong Kong）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成22年7月26日
代表者氏名	キャサリン・チュン（Catherine Cheung）
代表者役職	最高執行責任者（Chief Operating Officer）
事業内容	機関投資家に対する投資運用業。通常の業務において株式を保有（ポートフォリオ・ポジションの長期的な保持の一環として）。

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス&バッキアス 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業） 弁護士 堀部 忠男
電話番号	03（4578）2500

(2)【保有目的】

投資一任契約に基づく、運用の目的での保有。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			5,251,600
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 5,251,600
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		5,251,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年3月8日現在)	V	111,712,749
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.70
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.32

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和4年3月4日	株券	390,200	0.35	市場内	処分	
令和4年3月7日	株券	413,900	0.37	市場内	処分	
令和4年3月8日	株券	827,300	0.74	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	0
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	10,911,264
上記(Y)の内訳	顧客資産(3,821,600株については、令和3年4月1日を効力発生日とする株式分割により取得)
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	10,911,264

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地